

2023年4月28日

検察審査会の「起訴議決をするに至らない」との判断に関する弁護士声明

関電不正マネー還流事件刑事告発弁護士団

団長 河合 弘之

事務局長 加納 雄二

1 本日、大阪第二検察審査会は、概要下記(1)(2)の各被疑事実について「いずれも起訴議決をするに至らない」旨の議決をした。起訴議決としなかったことは大変残念である。

(1) 追加納税分の補填について

被疑者八木誠、同岩根茂樹及び同森詳介が、高浜町元助役から金品を受領したことに
関し、修正申告の上、追加納税することを余儀なくされた豊松秀己（以下「豊松」とい
う。）について、役員退任時に追加納税分を関電が負担するとの方針を決定した上、取
締役退任後に関電のエグゼクティブフェローに就任した豊松に対し、令和元年7月から
同年10月までの間、エグゼクティブフェローの報酬を上乗せする形で、追加納税分を
補填する趣旨の金銭を関電から支払ったことに関する業務上横領又は特別背任

(2) 役員報酬減額分の補填について

被疑者八木誠、同森詳介が、役員報酬等を削減することを条件として電気料金値上げ
の認可を受けていながら、報酬を減額された役員個人に、役員報酬の減額分に相当する
金銭を役員退任後に補填することを決定した上、退任した役員等に対し、平成28年7
月から令和元年10月までの間に、嘱託等の報酬名目で、役員報酬減額分に相当する金
銭を関電から支払い、関電に同額の損害を加えたことに関する特別背任

2 追加納税分の補填について

(1) 議決の要旨には「検察官による再捜査の結果、豊松にエグゼクティブフェローを委
嘱する方針が決定された時期は、追加納税の問題が生じる以前であったことが明らか
にされた。」とある。

しかし、豊松に対してエグゼクティブフェローを委嘱する方針が決定された時期が、
追加納税の問題が生じる以前であったからとって、そのことが、エグゼクティブフ
ェローの報酬額に追加納税分の補填額を含めたことを免責する理由にはならない。

(2) また、議決の要旨には「関電においては、退任役員に関する内規に沿って「顧問
または嘱託」として処遇することができ、その報酬額については会長らの裁量の範囲
内で決定することが可能であった」とある。

しかし、報酬額の決定が会長らの裁量であっても、その裁量は適正な報酬額を決定
することについての裁量であって、報酬額に追加納税分の補填を加えることは、裁量
の範囲外である。個人で納付すべき所得税を、なぜ会社が市民から支払われた電気料

金から補填してもよいのかについて何ら説明がない。

3 報酬減額分の補填について

- (1) 議決の要旨には、検察官が再捜査において嘱託等の業務の実態と関電にもたらした利益に関する証拠を詳細に収集し、検察審査会は「本件委嘱に業務の実態がなかったとはいえず、関電に利益があることを否定できなかった」とある。

しかし、証拠をつぶさに見れば、本件嘱託を検討し始めたきっかけは報酬減額分の補填の方法を検討するためであること、当時役員の間では、これが減額報酬の補填であると非難されるリスクが懸念されていたこと、嘱託報酬の金額を決定した際に嘱託の業務内容の詳細や相当性について一切検討されなかったこと、委嘱対象者は報酬が減額された役員であること、委嘱時の説明内容が報酬減額分の補填の趣旨と読めることや当該退職役員に対し、口止めがなされていたことが分かる。

検察審査会の議決は、これらの事実の評価について全く触れていない。

嘱託の委嘱は減額報酬を補填するための便法あるいは隠れ蓑にすぎない。支払額は、嘱託としての業務内容とは無関係に決定されたものであり、嘱託業務の実態の有無は問題にはならない。

- (2) また、議決の要旨には「報酬額については、上限の定めがなく、報酬額そのものが高額であっても相当性がないとはいえなかった。」とある。

しかし、上限がないことは、報酬額に過去に減額した分を補填してよい根拠にはならない。報酬額はあくまで業務遂行の対価としての適正な価格でなければならない。

4 最後に

議決の要旨では、「真実を隠して説明責任を逃れようとする関電の隠ぺい体質や、庶民にとっては相当高額な報酬が一部の幹部職員によって決定されるなど公益性の高い企業に求められている公開性（手続きの透明性）の欠如を許せないという市民感覚は、当審査会においても原議決と変わるところはない」旨述べている。

このような事件を検察庁が、不起訴にし続けたことが、関西電力を中心とする大手電力会社の闇カルテル問題、大手電力会社に相次ぐ不正閲覧、新電力の顧客情報盗み見て営業、という不正問題等を次々と発生させる背景になっているのでは無いだろうか。

その意味で、検察庁の反省を再度求めたい。

当弁護団としては、本件に係る証拠関係を踏まえれば、今回の検察審査会の判断が、市民の健全な良識に基づく結論であるとは到底評価できない。

我々は、今後も、関電不正マネー還流事件の真相を究明し、責任ある者が適切な責任を課せられるまで闘い続ける所存である。

以上